

泉大津市手話言語条例（案）の概要

条例制定の背景

- ①国連「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」において、手話が「言語」として位置づけられている。
- ②泉大津市民へのアンケート（令和4年）では、「手話が話し言葉と違う『言語』であるということを知っている」市民は69.0%。一方で周囲に手話を使っている人が「いる」と答えた人は12.5%にとどまっている。
- ③聴覚障がい者へのアンケートや聴き取り（令和4年）では、コミュニケーションで困っていることの中で多かった回答は、「お店」「役所など公共機関での説明」「公共交通機関」「医療機関の説明」「災害時の避難所案内やアナウンス」であった。
- ④今般では障害者差別解消法において、「合理的配慮の提供」が義務づけられていることや、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進」がかけられるなどの法整備がされてきた。

明らかとなった課題

- ろう者でない市民や事業者が、
- ①手話が言語であることを認識し、手話について理解を深めることが必要。
 - ②ろう者が生活や意思疎通で困っていることなどの理解も必要。
 - ③手話を広めるために、市民が手話が使われていることを自然に目にする機会が増えることが必要。
 - ④これにより、ろう者が手話を使いやすい環境を整備していくことが必要。

このため、

- ・手話を言語として認識する。
- ・手話及びろう者への理解をすすめる。
- ・手話を広め、日常的に手話に触れ、手話を学ぶ機会を確保していく。
- ・行政（市）の責務、市民、事業者の役割について明記する。

に関する条例の制定が必要

条例の概要

○第1条～3条（目的・定義・基本理念）

- 目的：手話への理解をすすめる、手話を広めることに関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話を使用しやすい環境をつくり、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。
- 定義：「ろう者」
手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚に障がいのある者及び聴覚に障がいのある児童
- 基本理念：手話及びろう者への理解を進め、手話を広めることは、手話が言語であり、かつ、ろう者にとって手話が意思疎通を図るかけがいのない大切な手段であることを認識することを前提とし、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

○第4条～6条（各主体の役割等の規定）

- 市の責務及び市民、事業者の役割について規定

○第7条（市の施策について）

- 市の推進する施策 (1)手話及びろう者への理解をすすめる、手話を広めること
(2)手話による情報取得
(3)手話による意思疎通の支援
(4)日常的に手話に触れ、手話を学ぶ機会を確保すること

○第8～9条（手話を学ぶ機会等）

- 手話を学ぶ機会の確保、教育の場での理解促進について規定

○第10～12条

- 意見の聴取、財政上の措置、委任について規定